

事 務 連 絡  
平成 3 1 年 4 月 1 日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局 運輸部長 殿

国土交通省自動車局総務課企画室長  
国土交通省自動車局旅客課長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律  
並びに関連する政省令及び告示の施行について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 32 号）が平成 30 年 5 月 25 日に公布され、一部の規定を除き平成 30 年 11 月 1 日から施行されたところですが、今般、残りの規定が平成 31 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

これにあわせて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成 31 年国土交通省令第 7 号）、移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（平成 31 年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第 1 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示（平成 31 年国土交通省告示第 316 号）、旅客施設及び車両等の移動等円滑化の促進に関する公共交通事業者等の判断の基準（平成 31 年国土交通省告示第 317 号）、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示の一部を改正する告示（平成 31 年国土交通省告示第 319 号）が施行されることとなった。

については、同法の施行に際しこれが円滑に施行されるよう、関係者へ周知徹底を図らねたい。

なお、本件については、日本バスターミナル協会会長、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長、及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。